

親子・一般何陋塾(論語素読講座)受講生募集

「論語」は、日本でも長い間親しまれてきた世界の古典であり、人のあり方についての教えの宝庫です。この論語の教えを基に、市民の「志」を高め、人としての品格と誇りを育むことを目的として、本年度も何陋塾(論語素読講座)を開設します。

●履修期間・日時

4月～平成24年3月の間の毎月第3土曜日

親子 午前9時20分～1時間程度
大人 午前10時30分～1時間程度
※施設の都合により変更となる場合があります。

●場所

黒羽庁舎2階
黒羽・川西地区公民館

●対象者

親子 市内在住の小学生の親子
(原則保護者の送り迎えが出来る方)
一般 市内在住、在勤の成人

●募集人員 各40名

●講師

親子 塩野 操氏
(黒羽芭蕉の館 館長)
一般 小沼 隆氏(何陋塾塾長)

●受講料

年間3,000円(資料代が別途かかります)

●募集期間

3月1日(火)～31日(木)

※募集期間以降も随時入塾可。定員

を超えた場合、事務局の抽選により受講者を決定。

※3月19日(土)に、上記と同じ時間で授業を行います。見学可能ですので、ぜひお越しください。

■申し込み・問い合わせ

生涯学習課生涯学習係
TEL(98)7115

税



あなたの税が支えます。市町村税滞納は減月間2010

全県下一斉の取り組み

栃木県では、税収の確保と滞納額の圧縮を図るため、3月～5月を全県下一斉「市町村税滞納は減月間」として、各市町との協働により、徴収の強化に取り組みます。

一人ひとりが主役

国と地方の三位一体の改革により、国庫補助負担金が削減され、その削減された分が税源移譲として地方税(県税・市町村税)である住民税に移し替えられました。

そのため、市町村予算の歳入(収入)に占める自主財源の割合は大き

くなりましたが、以後、市町村住民である皆さんに納税という重要な役割をより大きく担っていただくようになりました。

つまり、国ではなく納税者である皆さん一人ひとりが主役として、自分たちが住む市町を支えていくことになったのです。

自主的な納税

県や各市町は、納税者の皆さんの自主的な納税を期待しています。しかし、期限を過ぎても納付がない場合は、財産の滞納処分(差押・公売など)をしなければなりません。

差押財産調査のため、滞納者の住居や事業所の搜索、自動車差押のためタイヤロックをすることもあります。

滞納処分をしなくてもよいように、皆さんの自主的な納付をお願いします。

税込確保に向けた県や市の取り組み

○納税相談

市町村税を納期限内に納めることが困難な方の相談を受け付けています。

○納税催告

納期限を過ぎても納付がない方に対し、督促状・催告書などを送付、電話催告、勤務先訪問を行います。

○財産調査

滞納者の財産について、官公署、金融機関、保険会社、通信機関などに対して滞納者の財産を調査します。

○給与調査

滞納者の給与を差し押さえるため、勤務先に対し給与調査を行います。

○差押処分

不動産・預貯金や生命保険、給与のほか、自動車などの差押を行います。差押後も納付されない場合、差押財産の公売・取立を行います。

《市税の滞納処分実施状況》

年 度	差押件数(件)	換価金額(円)
平成18年度	176	8,740,300
平成19年度	320	17,691,923
平成20年度	462	37,175,094
平成21年度	554	37,604,463
平成22年度 (平成22年12月末現在)	579	70,274,993

■問い合わせ

収税課徴収係
TEL(23)8703